

公 表 第 9 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、久留米市長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成23年 8月 8日

久留米市監査委員	島 原 修 一
久留米市監査委員	大 脇 久 和
久留米市監査委員	田 中 多 門
久留米市監査委員	青 柳 雅 博

23契第181号
平成23年8月1日

久留米市監査委員 島原 修一 様
久留米市監査委員 大脇 久和 様
久留米市監査委員 田中 多門 様
久留米市監査委員 青柳 雅博 様

久留米市長 檜原 利則
(総務部 契約課)

包括外部監査結果報告に係る措置について（通知）

平成20年度の包括外部監査のテーマ「公共事業等入札制度及び契約事務の運用状況について」のうち、問題点があり是正すべき点を措置しましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記のとおり通知いたします。

記

久留米市の入札制度の問題点

入札監視委員会の設置は談合の抑制的効果が期待されるので、設置すべきである。

是正措置

平成23年4月1日に入札監視委員会を設置しました。

- 1 名 称 久留米市入札監視委員会
 - 2 委員の構成・人数 学識経験者等4名で構成する（設置要綱では5名以内）
(大学教授・弁護士・公認会計士又は税理士)
 - 3 任 期 2年（平成23年4月1日から平成25年3月31日まで）
- 添付資料 久留米市入札監視委員会設置要綱
久留米市入札監視委員会名簿

(備考) 添付資料については公表では省略しています。